

## 第 7 回農業委員会議事録

- 日 時 平成 29 年 7 月 27 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
- 会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室
- 出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・前平正美・坂元芳郎  
・谷上政広・日高和代・日高憲治・松元秀明・上村正行  
事務局 ・橋口・阪元
- 議 題 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 29 号 農用地利用集積計画承認の件 (利用権設定)
- 議 題 議案第 30 号 農地法の適用を受けない土地の承認の件
- その他

事務局	ただ今から、第7回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を岡元委員と上村委員へお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>（譲渡人） ○○○</p> <p>（譲受人） △△△</p> <p>（申請地） 綾町大字南俣字瀬脇・・・ 外1筆 田 2,130 m<sup>2</sup></p> <p>（申請理由） 後継者への生前贈与</p>
岡元委員	譲渡人は何歳になりますか？
事務局	89歳です。
会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>2 番</p> <p>（譲渡人） ○○○</p> <p>（譲受人） △△△</p> <p>（申請地） 綾町大字北俣字郷鳴・・・ 外10筆 田 9,435 m<sup>2</sup></p> <p>（申請理由） 後継者への生前贈与</p>
会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	<p>(全員挙手)        全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>3 番        (譲渡人) ○○○        (譲受人) △△△        (申請地) 綾町大字南俣字古川・・・ 外 10 筆 田 6,841 m<sup>2</sup>        (申請理由) 経営移譲のやり直し        (期間) H29.8.1～H39.7.31</p>
会長	<p>これは生前贈与の方がいいのではないか。</p>
事務局	<p>本人が使用貸借でやりたいとのこと。生前贈与になると登記料がいらいます。</p>
徳弘委員	<p>いずれ△△△さんの名義になるんでしょうけど。</p> <p>以上のようなので、何か意見はありますか。        無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)        全員賛成で許可することに決定いたします。        では、次の案件の説明をお願いします。</p> <p>議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番        (貸主) ○○○        (借主) △△△        (申請地) 綾町大字北俣字中水流・・・ 田 1,299 m<sup>2</sup>        (申請理由) 集合住宅用地</p>
岡元委員	<p>何件分ですか？</p>
事務局	<p>2 階建ての 10 件分です。さらに西側に□□□さんのハウスがある</p>

	ので影になる心配がある。
会 長	申請が出た時点で、□□□さんに了解は取っているのか。
事務局	取ってはいないが、近隣の住民の皆さんに同意は取ってくださいとは言っている。
会 長	後で問題が起こる前に同意を取っておいたほうが良いと思う。
海江田委員	〇〇〇さんから相談は受けている。息子さんは農家はしていないが、先のことを考えて集合住宅建設を希望している。
徳弘委員	景観条例はどうだったのか。
会 長	4 階建て以上が対象になるから、大丈夫だと思うが、問題は周囲の同意が取れるかどうか。
前平委員	もし、農業委員会を通して、□□□さんが困ると言って来たら問題になる。
事務局	敷地が 1200 m <sup>2</sup> あり、駐車場が広いので、手前に建てて農地側が駐車場になれば問題ないかと思う。そういう指導はしていきたい。 農業委員会の許可を出すときに条件を付して出せばどうか。
徳弘委員	条件を出して同意をもらわなければ、採決する必要は無い。保留しておいたほうがいい。
会 長	来年の 3 月ならそんなにあわてなくても良いのでは。同意をちゃんと取ってからあげてもらえばいい。
坂元委員	ここは青地か白地か？
事務局	白地です。
会 長	それではこの件に関しては、近隣の同意を取って再度提出してもらおうということによろしいか。

	<p>異議なし</p>
会 長	<p>議案第 29 号 経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積計画の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番  (譲受人) ○○○  (譲渡人) △△△  (申請地) 綾町大字南俣字二反野・・・ 外 1 筆 畑 6,051 m<sup>2</sup>  (申請理由) 規模拡大  (対価) □□□千円</p>
徳弘委員	<p>△△△さんは□□□さんの娘さんで清武に住んでいますが、前回も□□□さんが亡くなられて△△△さん名義になった二反野の畑を○○○さんに買ってもらった経緯があり、今回も残りの分をまた相談に行かれたそうです。現状としては荒れているところです。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>2 番  (譲受人) ○○○  (譲渡人) △△△  (申請地) 綾町大字北俣字窪上・・・ 外 1 筆 畑 1,970 m<sup>2</sup>  (申請理由) 規模拡大  (対価) □□□千円</p>
坂元委員	<p>△△△さんが譲渡人になっていますが、■■■さんがそこでハウスでみかんを作っていた。そこを今回、△△△さんに譲渡す申出です。△△△さんも今度息子さんが就農したので、その関係で購入することとした。</p>

<p>会 長</p>	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ここからは一括で説明いたします。</p> <p>3 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字豆新開・・・ 田 1,664 m<sup>2</sup> (対価) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 8. 1～H35. 7. 31</p> <p>4 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字豆新開・・・ 田 1,664 m<sup>2</sup> (対価) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 8. 1～H35. 7. 31</p> <p>5 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字開元・・・ 外 2 筆 田 1,498 m<sup>2</sup> (対価) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 8. 1～H32. 7. 31</p> <p>6 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字開元・・・ 田 891 m<sup>2</sup> (対価) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 8. 1～H32. 7. 31</p>

7 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字北俣字開元・・・ 外3筆 田 2,389 m<sup>2</sup>

(対価) 10a 当たり □□千円

(期間) H29.8.1~H32.7.31

8 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字東田・・・ 田 2,743 m<sup>2</sup>

(対価) 10a 当たり □□千円

(期間) H29.8.1~H34.7.31

9 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字東田・・・ 田 211 m<sup>2</sup>

(対価) 10a 当たり □□千円

(期間) H29.8.1~H34.7.31

10 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字南俣字東田・・・ 外1筆 田 2,954 m<sup>2</sup>

(対価) 10a 当たり □□千円

(期間) H29.8.1~H34.7.31

11 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字入野字古川・・・ 田 2,487 m<sup>2</sup>

(対価) 10a 当たり □□千円

(期間) H29.8.1~H30.7.31

	<p>12 番  (譲受人) ○○○  (譲渡人) △△△  (申請地) 綾町大字北俣字牧原・・・ 田 973 m<sup>2</sup>  (対価) 10 a 当たり □□千円  (期間) H29. 7. 1～H30. 6. 30</p> <p>13 番  (譲受人) ○○○  (譲渡人) △△△  (申請地) 綾町大字北俣字牧原・・・ 田 973 m<sup>2</sup>  (対価) 10 a 当たり □□千円  (期間) H29. 7. 1～H30. 6. 30</p> <p>14 番  (譲受人) ○○○  (譲渡人) △△△  (申請地) 綾町大字入野字中川原・・・ 外 3 筆 田 3, 138 m<sup>2</sup>  (対価) 10 a 当たり □□千円  (期間) H29. 7. 1～H30. 12. 31</p>
徳弘委員	10 番の○○○さんは一回勤めに行ってたが、また農業を始めるのか
谷上委員	△△△さんがもう農業を辞めるから、親戚関係である○○○さんが農業をする
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次に、農地法の適用を受けない土地の証明について説明をお願いします。</p>
事務局	1 番



	<p>(申請者) ○○○</p> <p>(申請地) 綾町大字入野字川原元・・・ 田 1395 m<sup>2</sup></p> <p>(申請理由) 農地法の許可を受けていると思われるが証拠書類が無い。昭和 48 年に 5 条申請が出ている形跡があるが、あまりにも古い申請なので何の申請なのかがわからない。状況証拠として建築許可が出ているが、場所は○○○の前ですが、自動車修理工場ということで申請が出ている。恐らく許可は受けているとは思われるが、地番がまったく違う。本人は長い間地目が変わらず困っていた。</p>
会 長	地番が違うというのはおかしい。
徳弘委員	現況は宅地だが、宅地で課税されていたのか。
事務局	そうです。宅地で課税されている。
事務局	誤りがありました。地番が 122-1 というのは換地前の地番で昭和 47 年の換地で地番が 3374-1 になっている。なので地番は正しい。台帳には記録があるので、許可があったものとみなして証明を出したい。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>現況証明ということでいいですか。</p> <p>異議なし</p> <p>以上をもって議案審議は終わらせていただきます。</p>

この議事録は、平成 29 年 7 月 27 日開催の第 7 回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 日高 憲治

議事録署名委員 岡元 輝信

議事録署名委員 上村 正行